

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	排水設備設置義務の免除に係る許可	
根拠法令・条項	下水道法 第10条第1項ただし書	
所 管 課	下水道施設部 三宝水再生センター	
審 査 基 準	<p>堺市上下水道局「排水設備設置義務免除に関する事務取扱要綱」に基づく審査を行い、次の1の対象排水について2に掲げる要件の全てに該当すると認めた場合は、排水設備設置義務の免除を決定するものとする。</p> <p>1. 免除の対象とする排水（生活系排水は除く。）</p> <p>(1) 湧水及び地下水</p> <p>(2) 間接冷却水</p> <p>(3) 工場又は事業場から排除される工程処理水（ただし平均排水量30m³/日未満のものを除く。）</p> <p>(4) その他管理者が免除することが妥当であると認めるもの。</p> <p>2. 免除の要件</p> <p>(1) 免除下水を排除しようとする付近に適当な公共用水域があり、かつ、免除下水を排除することにより排除先に支障をきたさないこと。</p> <p>(2) 下水の水質が本来排除すべき処理区の終末処理場に適用される法第8条に規定する技術上の基準に適合していること。</p> <p>(3) 免除下水とそれ以外の下水の排水系統等が完全に分離され、そのことが容易に確認できる構造であること。</p> <p>(4) その他、免除を行うことにより下水道事業に支障をきたさないこと。</p> <p>3. その他 免除の許可期間であっても、免除の要件を満たさなくなれば免除の許可を取り消すことができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	